

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 上下水道局 管理部
 3 監査実施期間 令和6年10月22日

【総務課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 令和6年度における時間外勤務時間が年間360時間を超える職員は、令和5年度の2名から5名に増加した。これは、人事異動により転入してきた職員が業務に習熟するまでに時間を要したことによるものである。 令和7年度においては、職員の業務習熟が進んだことで、時間外労働は徐々に減少傾向にある。今後も、職員が働きやすい環境を整え、ワーク・ライフ・バランスの向上に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 現在も時間外勤務時間は減少傾向にあるものの、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は4名となる見込みである。引き続き、職員のワークライフバランスの向上と働きやすい職場環境の整備を図っている。
② 時間外勤務の多い状況は職員の心身に悪影響を及ぼす。心身の不調による休職などの増加により、他の職員の負担はさらに増大し悪循環となるので、引き続き業務の平準化などの取り組みや人員配置の要望を強く行うこと。	【 措置済 】 令和 7年 3月31日 心身の不調での休職から復帰した職員には最大限配慮して業務負担を軽減するとともに、業務の平準化などの取り組みを行っており、引き続き、人員配置の要望を人事課に強く行っていく。
(5) 固定資産の管理におけるリスク 四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第8条第1項第3号の「車両法第49条に定める点検整備記録簿」にあたる記録がないので、車両台帳の作成など本庁における取り扱いも参考に適切な記録を行い、公用車の適正管理に努めること。	【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 本庁の車両台帳を参考に点検整備記録簿を含めた車両台帳をExcelで構築中である。雛型の草案はできしており、係内で最終調整を行っているところである。 今後、必要な項目の入力を各課に依頼し、取りまとめて令和8年1月31日までに完成する予定である。
	【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 現在、各所属において車両台帳の新様式 (Excel) への入力作業を進めており、令和8年3月末に完成する見込みである。 整備完了後の同年4月からは、点検整備の実施状況を適切に記録し、公用車の適正な管理を図る。

<p>企業会計における土地や建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産について、固定資産台帳の管理は経営企画課が行っているものの、各々の所管課がシステム上で明確になっていない。本庁における取り扱いも参考に、管理や実査の適切な方法を検討、整理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 土地・建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産については、決算書の補助簿である固定資産台帳に整理し管理を行っている。各所管課が固定資産を台帳に登録する際には、当該資産の所在を登録することにより、所管課を明確にしている。 また、固定資産の実査を行うにあたり、統一的な様式を定め、各所管課が適切に実査を行えるようにした。</p>
--	---

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。 前年度に引き続き、決算書の記載誤りがみられた。少しの綻びが、他業務においても影響を及ぼしかねないことから、内部統制を徹底する上で、市職員一人ひとりが意識を高く持って取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 各職員が意識を高く持ち、内部事務にミスが無いように、所属長を通じ継続的に徹底を図っている。また職員に対しては積極的に研修を行い、知識不足解消を行っている。その他業務のチェックリストを作る等、ミスを無くす取り組みを行った。</p>
<p>イ 公印台帳の記載状況に不備が見られたが、適切に記載するよう努めるとともに、その様式の見直しも検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 様式の見直しを検討した結果、新調や廃止が少ないことと、そもそも公印の数が少ないことから、現在の様式でも管理が可能と判断し、継続して使用することとした。 不備については既に解消されているが、引き続き、十分注意して適切に取り扱う。</p>
<p>② 規程改定手続きについて【合規性の視点】 令和5年度までは、水道事業会計の歳入はお客様センターですべて処理することとなっていたが、令和6年度から、各課で調定など歳入の事務処理を行うこととなった。しかし、これに伴う四日市市上下水道局処務規程第7条に定める部課及び係の事務分掌の改定手続きが行われていない状況にあるので、すみやかに規程を改定し、実態と齟齬のないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月21日 規程の改定を実施した。</p>

<p>③ 職員の時間外勤務の削減について【有効性の視点】</p> <p>長時間の時間外勤務は、職員の健康への影響や業務の効率面からも望ましくない。三六協定の対象職場である上下水道局では、時間外勤務が月30時間を超えた職員について各所属長が理由を記載した時間外レポートを作成しているとのことであるが、引き続き、働き方改革推進室や関係部局と連携して時間外勤務の抑制を図ること。</p> <p>また、管理職・非管理職に関わらず働き方改革は必要であり、管理職の時間外勤務時間の把握方法などを検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>働き方改革推進室や関係部局と連携して時間外勤務の抑制を図ることが可能かどうか検討中である。</p> <p>管理職の時間外勤務時間の把握方法はパソコンの電源が入っている時間で把握が可能であるが、その情報はデジタル戦略課しか把握していないため、上下水道局内だけで把握できるような方法を検討中である。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>時間外勤務の削減については、働き方改革推進本部を中心に全庁的な取り組みが進められており、上下水道局においても市長部局と歩調を合わせ、電子決裁の推進や窓口業務対応時間の短縮等に取り組んでいる。</p> <p>また、管理職の時間外勤務状況の把握については、パソコンのログを活用し、全庁的に実施される予定である。</p>
<p>④ 技術職の確保の取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>技術職の確保に苦慮している現状を受け、職員を一括採用している総務部人事課は採用条件の変更や試験時期の見直し等の工夫を重ね、上下水道局も小中高生向け広報活動（高校生インターン・中学生職場体験の受入、上下水道フェスタ開催等）を実施しており、労務職についても定年退職が続いていることから、近年は毎年1人以上の確保を図っているとのことである。引き続き、技術職の確保に向けた取り組みを進めるとともに、業務の外部委託などを通じて職員の業務負担の軽減に努め、働きやすい職場環境の整備にも努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>現在実施していることは継続して実施するとともに、他にできることがあれば積極的に実施していきたい。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和8年度は中学生職場体験の受け入れ枠を広げるとともに、上下水道フェスタにおける啓発内容の拡充を図る予定である。</p>
<p>⑤ 泗水の里でのPRについて【経済性の視点・有効性の視点】</p> <p>泗水の里のラベルに、広告料を受け取って市内の商店や企業の広告を掲載するなど、年々増加傾向にある若い世代の職員からもアイデアを得ながら収入増や市内の活性化をより促進する方策を検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 7年 7月31日</p> <p>泗水の里は、PR効果を目的とした事業であり、収益を追求することは本来の目的と異なる。また、少ロットでの生産や在庫管理を請け負う事業者が少ないため、事業の継続自体が困難になりつつある。こうした状況から、監査委員の意見も含めて方向性を上下水道局内で検討している。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>泗水の里の今後の方向性について上下水道局内で検討を行った結果、本市の水道水のイメージアップには一定の効果があったものの、水道水の利用促進の面では効果が薄いと判断し、令和7年度をもって製造を終了することとなった。</p>

<p>⑥ ハラスメント対策について【有効性の視点】 理不尽な要求を繰り返すなどのカスタマーハラスメントについては、マニュアル作成や不当要求等に対応するために配置されている職員を中心とした上下水道局としての体制づくりなど、職員を守る対策を十分行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月 3日 法令遵守指導監を中心とした「四日市市上下水道局職員に対するカスタマーハラスメント防止対策相談等処理委員会」を設置し、体制づくりおよび職員を守る対策を行った。</p>
<p>⑦ 被災地への派遣職員の経験の活用について【有効性の視点】 能登半島地震への対応として、短期的には、給水活動のための給水車の派遣、下水管の調査へ職員を派遣している。また、長期派遣として、下水道の復旧に向けて職員を北陸に1年間派遣している。この派遣経験を今後の地震発生時の対応に活用できるよう、職員の研修や、施設や備品等の準備に役立てるよう検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月 31日 能登半島地震発災直後に派遣された職員については、令和6年7月5日に報告会を実施し、上下水道局内で情報共有を行うとともに、各職員に今後の災害に備えた施設や備品の準備に役立てるよう意識を促した。現在高岡市に派遣している職員についてもその経験を同様に活用していく予定である。 また、災害消耗品等の予算を次年度へ反映した。</p>

【経営企画課】
指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月 31日 令和5年度は、令和6年4月に農業集落排水事業特別会計を地方公営企業法適用事業にするための時限的な業務の増加及び育児休業中職員の代替職員の補充がなかったことを起因に業務が集中したことにより、時間外勤務が年間360時間を超える職員がいた。 令和6年度においては、時限的な業務が終了したこと及び業務の平準化により、時間外業務の削減を図り、年間360時間を超える職員は0人となった。 また、業務用端末にダブルスクリーンを導入し事務の効率化を図ることにより、時間外勤務の削減及びワーク・ライフ・バランスの充実に努める。</p>

<p>② 時間外勤務の多い状況は職員の心身に悪影響を及ぼす。心身の不調による休職などの増加により、他の職員の負担はさらに増大し悪循環となるので、引き続き業務の平準化などの取り組みや人員配置の要望を強く行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスクを踏まえ、管理職間の密なコミュニケーションを通じて職員のケアを図っている。 また、業務の平準化により、職員の負担が軽減できるよう取り組むとともに、業務量に見合った人事配置の要望を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 引き続き、管理職間の密なコミュニケーションを通じて職員のケアに取り組んでいる。 また、2名の職員が育児休業から復帰したことから、より一層の業務平準化による負担軽減を図っている。 適正な人事配置についても、業務量に見合った配置の要望を行っていく。</p>
<p>(5) 固定資産の管理におけるリスク 企業会計における土地や建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産について、固定資産台帳の管理は経営企画課が行っているものの、各々の所管課がシステム上で明確になっていない。本庁における取り扱いも参考に、管理や実査の適切な方法を検討、整理すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 土地・建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産については、決算書の補助簿である固定資産台帳に整理し管理を行っている。各所管課が固定資産を台帳に登録する際には、当該資産の所在に登録することにより、所管課を明確にしている。 また、固定資産の実査を行うにあたり、統一的な様式を定め、各所管課が適切に実査を行えるようにした。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。 前年度に引き続き、決算書の記載誤りがみられた。少しの綻びが、他業務においても影響を及ぼしかねないことから、内部統制を徹底する上で、市職員一人ひとりが意識を高く持って取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 事前調査での指摘を受けてただちに補正を行い、改めて「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性について、朝礼時などの機会に全職員に対して意識付けを行った。各種の業務を進める際においても、複数職員での確認を習慣化し、職員への意識付けを継続的に行っていく。 また、文書取扱責任者において再確認するよう徹底した。 今後においても、職員への意識付けを継続的に行うことで、各種事務執行におけるルールの徹底を維持していく。</p>

<p>⑧ 水道事業の安定的な継続について【経済性の視点・有効性の視点】</p> <p>経年管の更新や耐震化を進める必要がある一方で、節水機器の普及などに伴って給水収益が減少し、厳しい経営状況が想定される。令和4年度開始の上下水道フェスタをはじめ、市民に対し水利用の促進を引き続き働き掛けるとともに、経費削減にも努め、安定的な水の供給を継続するため適切に水道施設の維持管理等を行える経営体質の構築に取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月31日</p> <p>経年管の更新や耐震化を進めるには多額の費用がかかるため、AIによる管路劣化診断予測を活用して漏水発生リスクが高い管路を優先して更新することで、今後発生する漏水を減らし修繕費の縮減を図る。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月31日</p> <p>経年管の更新や耐震化を進めるには多額の費用がかかることから、引き続き、AIによる管路劣化診断予測を活用して漏水発生リスクが高い管路を優先して更新することで、今後発生する漏水を減らし修繕費の縮減を図る。</p>
<p>⑨ 雨水排水対策について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>大雨による浸水被害などが多発しているため、雨水排水対策の推進に取り組んでいるとのことであるが、全庁的に議論し、上下水道局で行うべき対応の範囲を明確にして進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月31日</p> <p>庁内の関係部署で構成される総合治水対策検討委員会において、各部署が行うべき対応を明確にするよう、全庁的に検討を進めている。</p> <p>引き続き、上下水道局が行うべき対応を検討し、雨水排水対策に取り組む。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年9月の大雨による浸水被害を受け、関係部局が連携してハード・ソフト両面の対策を一体的に進めている。</p> <p>庁内の関係部署で構成される総合治水対策検討委員会において、各部署の役割を明確にするとともに、上下水道局が行うべき対応を検討している。今後も全庁的な連携を図りながら、引き続き雨水排水対策に着実に取り組んでいく。</p>

【お客様センター】
指 摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>所属長が労務管理を徹底し、時間外勤務が多い職員を中心に業務分担の見直しを含めた効率化の検討や、職員の体調管理に関して積極的に声かけを行っている。</p> <p>しかし、令和6年度に休職者が発生したこともあり、時間外勤務が年間360時間を超える職員は令和5年度は4名、令和6年度も4名と削減することはできなかった。</p> <p>令和7年度も新たに休職者が発生するなど、今後も時間外勤務の増加が懸念されるが、引き続き業務分担の見直しや応援体制の確立、デジタル技術の活用等による業務の効率化について検討を進め、時間外勤務の削減に取り組む。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>業務分担の見直しや効率化を進めたことにより、令和7年度は全体で大幅な時間外勤務の削減及び時間外勤務が年間360時間を超える職員の減少を見込んでいる。</p> <p>一方で、時間外勤務が年間360時間を超える職員が一部残っているため、引き続き適正な人員配置やデジタル技術の活用等による業務改善を検討し、さらなる時間外勤務の削減に取り組んでいく。</p>
<p>② 時間外勤務の多い状況は職員の心身に悪影響を及ぼす。心身の不調による休職などの増加により、他の職員の負担はさらに増大し悪循環となるので、引き続き業務の平準化などの取り組みや人員配置の要望を強く行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和7年度から給水審査係については月1回程度ミーティングを開催し、各職員の抱える業務の確認や認識の統一を図り、業務の効率化や平準化について検討している。</p> <p>併せて、職員配置ヒアリングの場などにおいて、人員配置の要望も強く行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年度は、業務効率化により時間外勤務の削減は進んでいるが、心身の不調による休職者が発生した。</p> <p>引き続き、ミーティングやヒアリングを通じて、各職員の抱える業務や課題の把握に努め、業務の平準化などに取り組むとともに、適切な人員配置を強く要望していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p> <p>前年度に引き続き、決算書の記載誤りがみられた。少しの綻びが、他業務においても影響を及ぼしかねないことから、内部統制を徹底する上で、市職員一人ひとりが意識を高く持って取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性について、朝礼時などの機会に全職員に対して意識付けを行った。また業務を進める中でも、複数職員での確認を習慣化するように指導しており、今後においても、職員への意識付けを継続的に行っていく。</p> <p>このほか、局内における事務専決表を毎年度当初に配布することとし、各種事務執行におけるルールの徹底を図った。また所属長は決裁権者としての責任を自覚し、事務処理誤りなどに対しても牽制が機能するよう、適正に決裁を行っている。</p>
<p>⑩ 債権管理体制の充実のための職員のスキルアップについて【有効性の視点】</p> <p>適正な債権管理を行うためには、知識やノウハウの習得が重要である。計画的な外部研修の受講に取り組み、各職員が2年に1度は必ず研修を受講する体制を維持しているとのことであり、引き続き積極的に受講すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>令和7年度予算において、外部研修の受講費用が予算措置されたため、順次、債権管理や水道の停水に関する講座を受講し、私債権・公債権(強制・非強制)に関する理解を深めた。</p> <p>また、債権管理推進本部の受講枠も年度別で順番に割り当てられることから、積極的に受講していく。</p>
<p>⑪ 量水器の検針業務について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】</p> <p>現在、検針業務を委託しているが、検針員の高齢化や人口減少に伴い検針員の確保が困難となっている。その中で、誤針防止や業務の効率化に向け、自動検針などを実施している先進他都市の調査や検針業務のあり方の検討が必要である。コスト面などの課題もあるが、新技術が開発される可能性もあるので常にアンテナを張り、現場の従業員のみならずお客様センターの職員も視察や研修に赴いて積極的に情報収集すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>自動検針に関しては、令和5年度に先進地視察で静岡県湖西市を訪問し、水道スマートメーターの取り組みの聞き取りを行った。</p> <p>令和6年度には協力事業者から水道スマートメーターの寄附を60台受け、40台を市営住宅の大瀬古新町1号棟の40戸に設置し、20台を局職員の個人宅に設置している。面的に設置した大瀬古新町1号棟については、令和7年2月検針から検針員による検針を廃止し、オンラインで検針値を取得し効果を検証している。</p> <p>現在、当市においては検針員の確保に問題はなく、費用対効果の面からも自動検針の全面的な導入は時期尚早であると考える。しかし今後、検針員の確保が困難となることや、新技術が開発されてコスト面の課題が解消することも想定されるため、引き続き視察や研修等を含め、積極的に情報収集を行っていく。</p>

<p>⑫ 行政区域外給水について【経済性の視点】 行政区域外給水の料金について、他の自治体から供給を受けた分と他の自治体に供給した分の差額がどうかといった視点も持ちながら管理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日 行政区域外給水については、対象は少ないものの、定例的に対象自治体と供給水量の情報交換していたが、今後は経済性の視点を持ち、対象自治体との料金差にも注視して管理を行うこととした。</p>
--	---

【生活排水課】
指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月 31日 令和6年度も時間外勤務が年間360時間を超える職員が2名いたため、業務分担を見直し、一部業務を他職員に割り振る等、業務の平準化を行った。引き続き業務及び係内での業務の割り振りの見直しに努める。 今後も、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を意識しながら、働きやすい環境づくりに努めるとともに、業務の効率化を図るなど、時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月 31日 業務分担の見直しや一部業務の再配分を行い、平準化に努めたものの、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員が発生する見込みである。引き続き、業務内容及び係内での割り振りを見直すことで、時間外勤務の適正化に努める。 また、年休取得等の労務管理を通じて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に取り組んでいく。</p>
<p>② 時間外勤務の多い状況は職員の心身に悪影響を及ぼす。心身の不調による休職などの増加により、他の職員の負担はさらに増大し悪循環となるので、引き続き業務の平準化などの取り組みや人員配置の要望を強く行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月 31日 業務分担を見直し、一部業務を他職員に割り振る等、業務の平準化を行った。引き続き業務及び係内での業務の割り振りの見直しに努める。 また、適正な人員配置についても検討を行っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月 31日 業務分担の見直しや一部業務の再配分を行い、平準化を図った。 令和7年12月より1名病気休暇中であるが、特定の職員に負担が偏らないよう、引き続き適正な業務配分に努める。 また、適正な人員配置についても検討を行っていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>⑬ 四日市市公共下水道接続指導要綱の適切な運用について【有効性の視点・合规性の視点】</p> <p>同要綱が平成30年11月に施行され、下水道未接続者に対し、まず同要綱第10条規定の特別指導を、最終的には告発を行うことが可能となるよう行政手続が定められた。一般家庭に対しては、令和6年11月から特別指導を行うことが可能となった。法務部局と協議し、特別指導は、下水道法の主旨に基づき、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に悪影響を及ぼす恐れがあり正当な理由がない場合に行うべきものと整理しているとのことであり、適切な運用により公共用水域の水質保全に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和6年10月22日</p> <p>四日市市公共下水道接続指導要綱における特別指導については、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に悪影響を及ぼす恐れがあり、正当な理由がない場合に行うべく適切な運用をしている。</p> <p>今後についても、引き続き四日市市公共下水道接続指導要綱の趣旨及び下水道法の目的に鑑み、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資するよう、特別指導の適切な運用に万全を期していく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 上下水道局 技術部
- 3 監査実施期間 令和6年10月22日

【施設課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けて取り組んだ結果、時間外勤務が年間360時間を超える職員が令和5年度の3名から令和6年度は1名に削減することができた。また、令和7年度における時間外勤務は、令和7年7月末で令和6年度より約180時間削減することができた。</p> <p>今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けて取り組んだ結果、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える見込みの職員が1名いるものの、令和8年1月末で令和6年度より約339時間削減することができた。令和7年度末においても令和6年度より削減できる見込みである。</p> <p>今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。</p>
<p>② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>職員への定期的なヒアリングにより業務の進捗状況を把握し、状況に応じた応援や担当業務の見直しを行い、業務の平準化に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>今後も、職員への定期的なヒアリングを実施して業務の進捗状況を把握するとともに、状況に応じて応援配置や業務分担の見直しを随時行い、業務の平準化に取り組む。</p>

<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク</p> <p>② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>違算等の誤りが起こらないよう、ダブルチェックによる検算や金抜き設計書に金額の記載が残っていないか等のチェックを実施しており、今後においても継続して実施していく。</p> <p>また、違算等の誤りが発見された場合は、誤りの対応だけでなく、朝礼時や会議を通じて、全職員にその内容や原因を共有・周知し、職員の意識向上を図り、改善に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>引き続き、違算等の誤り防止のため、ダブルチェックによる検算及び金抜き設計書への金額記載の有無の確認を実施していく。</p> <p>また、誤り発見時には是正対応に加え、朝礼や会議で内容と原因を全職員に共有・周知し、意識向上と再発防止に取り組む。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>上位職によるチェック・牽制・サポートの重要性、定められたルールに基づいた事務執行の重要性を、朝礼時、全職員に対して意識付けを行った。さらには、そのミスに潜むリスクについて確認を行った。</p> <p>また業務を進める上で、複数による確認を常態化し、職員に対する意識付けを継続して行っていく。</p> <p>このほか、事務専決一覧を再確認することで各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。</p>
<p>② 安全な水道水の供給について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>上下水道局では、水質検査計画に基づいて水質検査を実施しており、有機フッ素化合物 (PFAS) の検査についても、年2回、水道法に基づいて市内の8つの配水エリアにおける給水栓 (蛇口) 検査と、上下水道局独自に5か所の水源地の検査を実施している。</p> <p>今後も国の基準変更等の動向に注意しつつ、安全な水道水の供給ができるよう、引き続き適切な水質検査を実施するとともに、市民に対する早期の情報発信にも努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>有機フッ素化合物 (PFAS) は令和8年度より、現在の水質管理目標設定項目から水道水質基準項目へ変更される予定であり、法令に基づく検査を確実に実施する。</p> <p>また、検査結果についても、これまでと同様、できるだけ早く情報発信するよう努める。</p> <p>今後も国の動向に注意しつつ、安全な水道水を供給できるよう、引き続き適切な水質検査を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>有機フッ素化合物 (PFAS) が令和8年度より、水質管理目標設定項目から水道水質基準項目へと変更されることに伴い、法令に基づく検査を確実に実施するための体制を整備する。また、検査結果についても、これまでと同様、できるだけ早く情報発信するよう努める。</p> <p>今後も国の動向に注意しつつ、安全な水道水を供給できるよう、引き続き適切な水質検査を行っていく。</p>

<p>③ 施設の維持管理包括的民間委託について【経済性の視点・有効性の視点】 令和4年度から導入した施設の維持管理包括的民間委託については、施設の修繕が進むなどの効果が見られ、費用面での削減もできているとのことである。業者への牽制の意味も含め、毎年の契約更新に際しては、効果の検証や金額が変更となった理由の分析などを行い、その記録を残すよう努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 施設の維持管理包括的民間委託業務については、毎月定例モニタリングを実施し、事業者の維持管理状況の監視を行っている。今後もモニタリングを通じて、効果の検証に努めるとともに、変更契約時には、変更が必要になった理由を明確にし、金額の根拠を残していく。</p>
<p>④ 所管する固定資産の実査について【合規性の視点】 上下水道局が保有する土地や建物などの固定資産の実査については、計画を立てて確実に実施すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日 施設の維持管理包括的民間委託業務については、毎月定例モニタリングを実施し、事業者の維持管理状況の監視を行った。 モニタリングを通じて、施設の運用方法（季節別運用やタイマーの活用による運転時間の削減等）の見直しによるユーティリティの削減効果が確認できた。 また変更契約時に、変更が必要になった理由を明確にして金額の根拠を残した。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 固定資産の実査について、保有する施設の状況に応じ、実査対象を均等に抽出して計画的に行うこととした。</p>

【水道建設課】
指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 令和6年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は7名であり、近鉄四日市駅周辺等整備事業であるバスタ関連の本格化により、夜間立会も増えている。また、通常工事や洗管等業務においても夜間作業が増えてきており、フレックスタイム制も可能な限り活用している。 また、タブレット端末の増台やICTの有効活用を行い業務効率化を実施するとともに、引き続きワーク・ライフ・バランスの意識付けを行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は7名の見込みであり、近鉄四日市駅周辺等整備事業であるバスタ関連に伴う、夜間立会の増加に加え、通常工事や洗管業務においても夜間作業が増えてきている。 引き続き、フレックスタイム制の活用やタブレット端末の増台、ICTの有効活用などの取り組みを継続している。 また、新たに会議資料の作成に生成AIを活用して業務の効率化を進めており、今後も継続して取り組んでいく。</p>

<p>② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 各職員の業務進捗管理表を作成し、毎月の業務進捗管理により業務の平準化に向けた取り組みを行う。 また、水張り・洗管作業等については、係間で応援を行って業務を実施しており、今後も継続して実施していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 各職員の業務進捗管理表の活用や、水張り・洗管作業等における係間での応援を継続している。 今後も業務の平準化を図り、効率的な業務運営に取り組んでいく。</p>
<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク ② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力に対応している。さらに検算体制のダブルチェックを行う2名のうち1名を主幹またはベテラン職員が行うことで精度を上げ、再発防止に努めている。 また、他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することにより再発防止に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 引き続き、違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力に対応している。検算体制のダブルチェックを行う2名のうち1名を主幹またはベテラン職員が行うことにより精度向上を図るとともに再発防止に努めている。 また、他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することによる再発防止も引き続き実施していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 上位職によるチェック・牽制・サポートの重要性、定められたルールに基づいた事務執行の重要性を、朝礼時、全職員に対して意識付けを行った。さらには、そのミスに潜むリスクについて確認を行った。 また業務を進める上で、複数による確認を常態化し、職員に対する意識付けを継続して行っていく。 このほか、事務専決一覧を再確認することで各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。</p>

<p>⑤ 管路の更新について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 「四日市市水道ビジョン2019（水道事業基本計画）」（計画期間：平成31(2019)年度から平成40(2028)年度）に基づき、「第3期水道施設整備計画」、「中期財政計画（経営戦略）」を策定し、実施している。管路についても、計画的な更新を進めており、更新の際は、口径の縮小等を検討しながら実施している。布設替えには多くの経費と時間がかかり、人口減少も考慮しながら、より効率よく確実な更新を行っていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 計画的な管路更新を実施するとともに、引き続きダウンサイジングの検討を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 計画的な管路更新を実施するとともに、引き続きダウンサイジングの検討を行っていく。</p>
<p>イ 技術者の高齢化などにより水道事業者が減少しており、技術者の確保が容易でないことから、工期の長い水道建設課の工事が受注されにくくなっている。上下水道局全体として、工期や発注時期などのバランスを検討し、布設替えが滞ることのないよう事業を進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 債務負担行為を活用し、施工時期の平準化を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 債務負担行為を活用し、施工時期の平準化を図っていく。</p>

【水道維持課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 令和6年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は3名であった。下水管布設に伴う移設工事や漏水件数の増加に伴う修繕業務、修繕工事の発注にかかる業務の増加が要因と考えられる。 タブレット端末の増台やICTの有効活用を行い業務効率化を実施するとともに、引き続きワーク・ライフ・バランスの意識付けを行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は2名となる見込みである。要因としては、下水管布設に伴う移設工事や漏水件数の増加に伴う修繕業務及び修繕工事の発注にかかる業務の増加が考えられる。 タブレット端末の増台により、業務の効率化を図っている。引き続き、ICTの有効活用を通じて、業務効率化をさらに推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識付けに継続して取り組んでいく。</p>

<p>② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 当課は、工事の設計・監督等を行う技術職の係と、水道管の修繕等を実施する労務職の係の2係制となっている。 濁水発生時等の水道管の事故については、係間で応援を行って業務を実施しており、今後も継続して実施していく。</p>
<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク ② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 濁水発生時等における係間での応援体制を維持するとともに、発注工事により濁水の発生が懸念される場合においても、係間の協力により業務の円滑な実施に努めており、今後も継続していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力で対応している。さらに検算体制のダブルチェックを行う2名のうち1名を主幹またはベテラン職員が行うことで精度を上げ、再発防止に努めている。 また他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することにより再発防止に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 引き続き、違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力で対応している。検算体制のダブルチェックを行う2名のうち1名を主幹またはベテラン職員が行うことにより精度向上を図るとともに再発防止に努めている。 また、他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することによる再発防止も引き続き実施していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 上位職によるチェック・牽制・サポートの重要性、定められたルールに基づいた事務執行の重要性を、朝礼時、全職員に対して意識付けを行った。さらには、そのミスに潜むリスクについて確認を行った。 また業務を進める上で、複数による確認を常態化し、職員に対する意識付けを継続して行っていく。 このほか、事務専決一覧を再確認することで各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。</p>

<p>⑥ 漏水率の低下について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>市内を3分割し、3年で市内全域の漏水調査を実施している。引き続きデジタル技術の活用などにも取り組み、早期の漏水発見や修繕に努め、漏水率の低下を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月 31日</p> <p>漏水の早期発見のため、3年周期での市内全域の漏水調査は継続していく。新しい技術や取り組みについても、その活用について検討していく。また発見された漏水についてはこれまで通り早期修繕に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月 31日</p> <p>漏水の早期発見のため、3年周期での市内全域の漏水調査は継続していく。新しい技術や取り組みについても、引き続き活用を検討する。また、タブレット端末の増台により修繕業務の効率化を図るとともに、発見された漏水についてはこれまで通り早期修繕に努める。</p>

【下水建設課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月 1日</p> <p>令和6年度に係の担当エリアの見直しを行ったことで業務量が平準化され、時間外勤務が年間360時間を超える職員が令和5年度の4名から令和6年度は2名に削減することができた。</p> <p>年度毎に係の業務量を確認し平準化に努め時間外の削減に繋げていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月 31日</p> <p>育児休業及び病気休暇による欠員に加え、大雨や濁水への緊急対応が重なったことにより、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員が2名となる見込みである。</p> <p>現場対応職員へのタブレット端末配備を推進しており、令和7年度は3台増強することで現場監督業務の効率化を図り、時間外勤務の削減に繋げていく。</p>

<p>② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 上記に記載のとおり係の担当エリアの見直しを行った結果、令和6年度の係間の時間外勤務は平準化の傾向にある。</p> <p>【係別の1か月あたり平均時間外】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設1係</td> <td>12.4h</td> <td>18.7h</td> <td>6.3h</td> </tr> <tr> <td>建設2係</td> <td>9.5h</td> <td>11.3h</td> <td>1.8h</td> </tr> <tr> <td>建設3係</td> <td>26.2h</td> <td>18.2h</td> <td>▲8.0h</td> </tr> <tr> <td>課全体</td> <td>16.4h</td> <td>16.1h</td> <td>▲0.3h</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、令和6年度には、兼務辞令により2名の職員が下水維持課の工事の対応にあたった。 育児休業を取得する職員がいることから、引き続き時間外勤務の状況を見ながら業務の平準化に取り組んでいく。</p>		令和5年度	令和6年度	増減	建設1係	12.4h	18.7h	6.3h	建設2係	9.5h	11.3h	1.8h	建設3係	26.2h	18.2h	▲8.0h	課全体	16.4h	16.1h	▲0.3h
	令和5年度	令和6年度	増減																		
建設1係	12.4h	18.7h	6.3h																		
建設2係	9.5h	11.3h	1.8h																		
建設3係	26.2h	18.2h	▲8.0h																		
課全体	16.4h	16.1h	▲0.3h																		
<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク ① 入札公告後に違算が確認されると、入札の中止や再実施に伴う事務負担が発生するほか、工事のスケジュール変更が生じる可能性があり、入札参加者にも負担がかかることとなる。業務への慣れが油断に繋がり、事務誤りや違算が発生することになるため、より慎重かつ丁寧な積算に努めるとともに、違算の状態が入札公告まで至ることがないよう複数職員によるチェック体制を徹底し、再発防止に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年10月 8日 育児休業及び病気休暇により4名の欠員が生じたが、課内で業務の見直しを行い、係間で応援を実施することで業務量の調整を図った。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 ①計上漏れ②適用誤り③二重計上等、過去の違算情報を共有し、ダブルチェックを行う2名のうち1名は主幹またはベテランの職員が行うことで設計及び検算の精度を上げていく。</p>																				
<p>② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 令和7年度の違算による入札中止は令和7年8月に1件発生したが、発覚翌日の朝礼において内容を報告し、設計及び検算時の注意喚起を徹底した。引き続き、慎重にダブルチェックを行い、再発防止に取り組む。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 違算が発生した場合、内容をエクセルファイルに保存し情報共有を行っている。 また、ベテラン職員に若手職員を現場へ同行させて施工方法を覚えることや、若手職員を技術研修へ積極的に参加させ、設計への理解を深めることで適切な積算ができるようにしていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年10月23日 設計積算ミスに関する職場研修を実施し、慣れからくる思い込みをなくし慎重に確認するよう課内で意識の共有を図った。 また、現場の理解を深め積算業務に反映させるため、日本下水道事業団や三重県建設技術センター等の外部研修に延べ8名が参加した。</p>																				

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 2日 決裁文書について、決裁区分、日付、内容、誤字脱字等を十分注意するように係長級以上の職員に周知徹底をした。 決裁日について、紙文書と文書管理システム共に必ず入力するように担当職員に周知徹底をした。 公用車の運行日誌は、運転者と酒気帯び確認者以外の職員により記載内容の確認を受けた後、所属長の確認を受けることとした。 引き続き、定期的に朝礼時や課内会議で注意喚起を行っていく。</p>
<p>⑦ デジタル技術の導入について【効率性の視点・有効性の視点】 ウェアラブルカメラによる映像と音声の双方向通信を使用し、遠隔臨場による確認を試行的に行っている。令和5年度に試行した2件では、移動時間の削減などにより、職員の所要時間が削減されるなど実際に効果を上げており、より効率的な業務の遂行に向けて導入を進めている。 現在は部分的に使用している状況であるが、さらなる効率化や負担軽減を図るため、引き続き使用範囲などの検討を続けること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月21日 遠隔臨場について、令和6年度は桜西污水管渠布設工事(その2)と塩浜雨水1号幹線水路築造工事の2件で実施した。実施するには受注者がモニターやカメラ等を備える必要があるため、引き続き受注業者へ遠隔臨場を実施してもらえるように協議を行っていく。 また、オンラインストレージを活用し、写真や図面等のファイルサイズが大きいデータの受け渡しについて効率化を図っていく。</p>

【下水維持課】

指 摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況																
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和6年度の時間外勤務について、年間360時間を超える職員が、令和5年度の2名から3名に増加した。また月平均時間においては、令和5年度19.0時間、令和6年度32.9時間となり、約14時間ほど増加した。これは年度当初に1名の職員が退職したこと、また諏訪栄町管路更新事業の地元説明会などの調整に時間を要したことによるものである。</p> <p>令和7年度においては、年度初めに係間の時間外の平準化に向けた配置人数、地区担当割などの見直しを行った。その他、官民連携方式である管路包括維持管理業務委託による業務の効率化やデジタル機器を導入した効率的な現場管理など、時間外勤務の削減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年度においては、時間外勤務の削減に向け、年度初めの人員配置の見直しや、官民連携方式である管路包括維持管理業務委託、デジタル機器の導入による業務効率化を図った。</p> <p>また、道路陥没に伴う緊急工事が3件ある中で、月平均時間外勤務は29時間となる見通しである一方、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は7名となる見込みである。引き続き、業務効率化によるさらなる時間外削減に取り組む。</p>																
<p>② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和6年度は、年度当初に職員1名の退職があったが、係間において業務の見直しを行ったことにより、係間時間外勤務の平準化を図った。</p> <table border="1" data-bbox="791 1254 1473 1388"> <thead> <tr> <th></th> <th>維持1係</th> <th>維持2係</th> <th>課全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>20.3h</td> <td>17.7h</td> <td>19.0h</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>34.1h</td> <td>32.0h</td> <td>32.9h</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>13.8h</td> <td>14.3h</td> <td>13.9h</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年度当初、配置人数、地区担当割など詳細に詰めた結果、平準化に努めている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年度当初に人員配置や担当区域の見直しを行った結果、道路陥没に伴う緊急工事が3件ある中で、1月末時点の月平均時間外勤務を29.4時間に抑えることができた。引き続き、時間外勤務の削減に取り組む。</p>		維持1係	維持2係	課全体	令和5年度	20.3h	17.7h	19.0h	令和6年度	34.1h	32.0h	32.9h	増減	13.8h	14.3h	13.9h
	維持1係	維持2係	課全体														
令和5年度	20.3h	17.7h	19.0h														
令和6年度	34.1h	32.0h	32.9h														
増減	13.8h	14.3h	13.9h														

<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク</p> <p>② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力により対応している。さらに検算体制のダブルチェックを行う2名の内1名を主幹またはベテラン職員が行うことで精度を上げ、再発防止に努めている。</p> <p>また他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することにより再発防止に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>引き続き、違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力により対応している。検算体制のダブルチェックを行う2名の内1名を主幹またはベテラン職員が行うことで精度を上げ、決裁時にチェック内容の聞き取りを行うことにより再発防止に努めている。</p> <p>また他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することにより再発防止に努めている。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 4月 1日</p> <p>上位職によるチェック・牽制・サポートの重要性、定められたルールに基づいた事務執行の重要性を、朝礼時、全職員に対して意識付けを行った。さらには、そのミスに潜むリスクについて確認を行った。</p> <p>また業務を進める上で、複数による確認を常態化し、職員に対する意識付けを継続して行っていく。</p> <p>このほか、事務専決一覧を再確認することで各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。</p>
<p>⑧ 管路包括維持管理業務委託について【有効性の視点・合規性の視点】</p> <p>既存管路を維持管理するに当たり、令和3年度から管路包括維持管理業務委託を実施している。時間外や休日の調査等に係る住民対応について、委託業者が担う部分が大きく、職員の負担軽減に繋がっており、また、住民と委託業者が直接連絡することにより、対応が迅速になっている。今後は、管理・更新一体のマネジメント方式としてPPP方式を検討しているとのことであるが、水道と下水道の違いや国の方針などに留意しつつ、様々な角度から研究・検討を行い、市民にとって効果的な取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>既存下水道管路の維持管理では、管路包括維持管理業務委託の第Ⅱ期を実施中であり、迅速な市民サービスの提供に加え職員の負担軽減にも繋がっている。</p> <p>今後は、既存下水道施設の効率的な維持管理に向け、国が推奨するPPP方式の導入に向け研究・検討を行い、市民にとって効果的な取り組みを進めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>既存下水道管路の維持管理では、管路包括維持管理業務委託の第Ⅱ期を実施中であり、迅速な市民サービスの提供に加え職員の負担軽減にも繋がっている。</p> <p>今後は、既存下水道施設の効率的な維持管理を図るため、令和10年度からのPPP方式導入に向けた準備を行っており、市民にとって効果的な取り組みとなるよう推進していく。</p>